

2011年3月31日

A案とC案を融合した制度の提案

野々山 宏

第1 問題意識

1 2段階型を中心とした議論について

現在、本専門調査会では、消費者事件に関する集合訴訟に関して2段階型であるA案及びB案を中心に議論されている。2段階型、とりわけA案については、

個別争点があっても集合訴訟ができる、

当事者個人の後訴を阻むものでないで通知公告が制度上軽いものでよい、

などの有用性があり、A案を中心に制度を検討していくことについては賛成しているところである。

しかしながら、2段階型（特にA案）には、

最終的な被害回復には2段階目の手続きが必要となり、被告が個別請求に対してさらに争うなど、簡易な手続きでも解決できないときには、2段階目の個別訴訟を提起する必要があり、消費者は帰るところ訴訟を躊躇して被害救済が実現されない可能性がある、

A案においては第1段階で和解になじむか議論の余地がある、

制度の実効的な活用には1段階目の訴訟追行者に必要となる訴訟経費の最終的な確保に工夫が必要となる、

などの問題点がある。

これらの問題点は、特に弁護士等への依頼をすることが実質的に困難となることが想定されうるような低額被害においては、顕著となることが予想される。

2 C案の有用性

最終的に個々の被害者に訴訟を通じた個別の権利行使が必要となっても、訴訟提起が期待することが実質的に困難と考えられる低額被害事件については、2段階型の採用によっても根本的に解決されうるようなものではない。

一方、C案においては、

訴訟が1段階目で決着し、被害救済が一挙にできる、

不当な利得吐出しにも効果的である、

損害金を確保して分配することになり、消費者にとって安心して損害賠償の手続きに入ることができる、

訴訟追行者の負担した費用の確保の可能性が高く制度のインセンティブが確保される、

訴訟中に和解がしやすい、

などの有用性がある。

そこで、2段階型を基本とするものの、C案になじむ事件についてはC案の制度を利用できるような制度設計を検討すべきであると考えている。

C案には、

損害金額も含めて争点が定型的または事業者資料で立証可能な事案に限られる、

敗訴の危険が被害者に及ぶので、通知公告が重い制度となる、

総額給付判決につき、理論上可能か疑問が出されている、

などの問題点はあるが、これらについて検討して、A案とC案を融合させた制度を提案したい。

第2 A案・C案融合制度のイメージ

- 1 訴訟はすべてA案でスタートする。C案を別個に提起する形とせず、訴訟提起はA案の共通争点型提訴に限る。

その理由は、

A案とC案の2つの制度を併存させると、提訴者が提訴に当たってどちらにするのか入口で迷うことを避ける、

消費者事件は元々証拠が事業者に偏在しており、提訴当時は資料が十分でなくてもA案提訴後に資料が集まり、C案が適切であることが事後的に判ることがある、

提訴時に、C案が適切と判断して提訴しても、その後重要な点で個別争点があること判ると却下または取り下げることになり、それまでの審議になることを避ける、などである。

- 2 A案で提訴して、共通争点の判断だけで終了する事件はそのまま判決をもらい、その後は、第2段階の手続き移る。
- 3 A案として提訴したところ、審議の過程で（場合によっては最初から）C案の要件に該当することが判明した場合には、訴訟進行主体は裁判所の許可を得て、C案に訴えの変更ができることとする。相手事業者の同意は不要とすべきと考えている。

A案の審理の中で、共通争点が何かを検討されることになる。場合によっては賠償金も共通争点であり得る。そのような場合に、個々の消費者の賠償額やその算定方法の共通争点だけの判断でなく、オプトアウトで回収も含めて手続きを進めてもよい場合があり得ると考えられる。それを訴えの変更によってC案に移行させる。

A案の共通争点が何かの検討の延長に、実質的にはC案の要件に当たるかが検討される。要件に当たらなければそのままA案で進行する。C案の要件に該当し、その手続きがふさわしいと考えられる事件については、C案で審理することができる手続きを設けておけば、C案の有用性が活かせる位置づけとなる。

第3 訴え変更後のC案に対する私見

- 1 訴訟物は、訴えの変更によって変わると考えられる。

- 2 提訴追行主体は適格消費者団体に限る。請求権を有する消費者との関係で代表原告は法定訴訟担当（または任意的訴訟担当）とする立場にあるものと考えられ、より公共的立場にある存在であることが求められるためである。

なお、訴訟追行権を行使しうる法的構成については、以下の二通りが考えられる。

法定訴訟担当

被害者と直接の関係のない者が代表原告となることを認める場合には、低額被害事案においては個々の消費者の権利行使が実質的に制限されているものと考え、その団体等が「職務上の当事者」に準じるとしても良い程度に一般に消費者の利益を保護すべき立場であると評価できることを前提として、法定訴訟担当の構成によって説明が可能と考えられる。

任意的訴訟担当

通知・公告を受けて手続除外権を行使しなかったことをもって、消極的に授権したとみなす。担当者に任意的訴訟担当を許容する実質的要件として、担当者が被担当者と共同の利益を有するが求められるものと考えられることから、被害者や被害者団体を訴訟追行主体として想定する場合には、この構成によっても説明が可能と考えられる。

- 3 提訴事件は、A案の要件に加えて、

対象となる当事者やその数を特定でき、かつ対象となる当事者の請求額を各当事者による個別の主張立証を要せずに主張立証が可能であること（事業者の有する資料のみで主張立証が可能な場合を含む）。

例：学納金返還請求、更新料返還請求、各種手数料等違法徴収事案、有価証券報告書虚偽記載事案、情報漏洩（ただし、ある程度の被害者のグループ化は必要）

対象となる当事者の範囲を明確に定義でき、かつ対象となる当事者の請求額を一義的に確定しうる算定方法及び対象となる当事者の請求総額を各当事者による個別の主張立証を要せずに主張立証が可能であること。

例：産地偽装事件など、総額は判明するが、当事者は当事者の申し出を待たないと判明しないもの。上記の例のうち、事業者が資料を出さないなど、当事者の数は判明するが、その特定ができないもの。

140万円以下の損害額であること

この類型の消費者事件は、A案における共通争点の検討の延長上に、損害額の判断まで検討出来得るものであり、さらに2段階目の手続きが簡易な手続きで解決しない場合に、弁護士の助力を得ることが困難で、当事者の個別訴訟が期待できないものと考えられるものである。

なお、弁護士等の助力を得ることが困難さは損害額の低額の場合であるが、そのような低額な請求額とは具体的にどの程度の金額であるかを実証的にあきらかにすることは困難な面もあるが、弁護士以外を代理人に選任することが認められており、また

本人訴訟の割合が比較的高い、簡易裁判所対象事件（訴額140万円以下）や本人訴訟を前提とし当事者の負担を考慮して手続上、より簡易な手続とすることがすでに認められている少額訴訟対象事件（訴額60万円以下）が一つの目安になるのではないかと考えられる。

- 4 C案へ移行してオプトアウトのための通知・公告は改めて行う。理論的には厳格な通知公告が要請されるが、金額が低いことから公告については厳格なものにすべきではない。
- 5 判決は、訴訟追行主体に支払う包括的な総額給付判決となる。3 は個別の被害者へ支払う主文もあり得る。
- 6 分配は提訴追行主体が行う。その場合の通知公告はA案の第2段階と同じになるであろう。
- 7 分配に当たっては期間を区切って申し出を待ち、分配金が不足の場合は案分分配とし、余分があった場合には基金へ納付し、その場合には期限後申し出を一定期間基金が受付けることとしてはどうか。

以上